

No	質問の宛先	質問	回答	質問受付日
1	大阪府	【地権者の同意取得について】 検討エリアについて、提案時には地権者からの同意取得も必要でしょうか。	交付申請の時点で、必ずしも補助事業の実施に要する地権者の同意を取得している必要はありません。 ただし、審査においては提案内容の実現性等を評価しますので、地権者との協議状況や今後の見込み等を確認させていただく場合があります。 また、採択された場合は、地権者の同意を取得のうえで、適切に事業を実施してください。ただし、真にやむを得ない事情がある場合は、別途大阪府と協議してください。	4月23日
2	大阪府	【補助事業の委託について】 一部の業務委託につき子会社への発注は認められますでしょうか。	補助事業の一部について、外部（申請者の子会社を含む）に委託することは差し支えありません。 ただし、補助事業の主体はあくまで申請者である必要があります。よって、補助事業の全てを外部に委託した場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。	4月23日
3	大阪府	【提出書類について】 要件確認申立書（交付要綱様式第1－4号）、暴力団等審査情報（交付要綱様式第1－5号）について、協力事業者から大阪府への書類提出は不要でしょうか。	協力事業者（補助事業に対して経費を負担せずに技術支援等の協力を実施する事業者）については、様式第1－4号及び第1－5号の作成及び提出は不要です。 なお、共同事業者（申請事業者と共に一部経費を負担して補助事業を実施する事業者）については、事業者ごとに様式第1－4号及び第1－5号を作成し、代表者がまとめて提出してください。	4月30日